別表第二号の六　無線設備の技術基準の策定等の申出の様式(第32条の9の2及び第45条の2の2関係)

無線設備技術基準策定等申出書

年　　月　　日

総　務　大　臣　殿

申　出　人
住　　所
氏名又は名称
法 人 番 号
代 表 者 氏 名

電波法　第38条の2第1項
第100条第5項において準用する同法第38条の2第1項　の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1　技術基準の策定又は変更の申出の別

2　策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要

(1)　申出に係る無線局の種別

(2)　申出に係る無線局の目的

(3)　申出に係る無線局の周波数の範囲

(4)　その他策定すべき技術基準の概要又は行うべき技術基準の変更の概要

3　申出に係る技術基準を策定し、又は変更すべき理由

4　申出に係る技術基準の原案に適合する無線設備が他の無線局に混信その他の妨害を与えないことについての試験の結果その他の原案の妥当性の評価に資する事項

5　申出人が従事している事業の種類及びその内容(申出人が法人又は団体であるときは、その法人又は団体の目的及び事業の内容)

申出に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

長辺　短辺　(日本産業規格A列4番)

注1　申出人の欄の記載は、次によること。

(1)　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申出人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3)　申出人が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(4)　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2　2(1)の欄は、第4条に掲げる無線局の種別を記載すること。ただし、第45条の2の2

に規定する申出の場合は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

3　2(2)の欄は、無線局の目的を記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、高周波利用設備の目的を記載すること。

4　2(3)の欄は、例えば「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。ただし、第45条の2の2に規定する申出の場合は、高周波利用設備の周波数の範囲を記載すること。

5　申出に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には、住所、所属及び氏名の記載を要しない。

6　当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。